

久米島堆肥センター業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、久米島堆肥センター業務委託（以下「業務委託」という。）を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託者を選定するために必要な手続きについて定める。

2 定義

この要項において、プロポーザルとは、公募により技術提案書の提出を求め、業務提案の内容と能力を評価し、業務委託の履行に最も適していると認められる者を選定する方式をいう。

3 業務委託の目的

本業務委託は、久米島堆肥センターを適正かつ円滑に管理運営を実現し、町民サービスの向上を図ることを目的とする。

4 業務の概要

(1) 業 務 名 久米島堆肥センター業務委託

(2) 施設の概要

名 称	久米島町堆肥センター
所 在 地	沖縄県島尻郡久米島町字嘉手苅 1796 番地の 36
主要設備	1) 建造物
	堆肥化施設棟 2,014.2 m ²
	材料倉庫棟 2,931.0 m ²
	管 理 棟 67.45 m ²
	原 料 庫 209.0 m ²
	原料置き場 400.0 m ²
	2) 設備
	処理装置一式（ブロワー等）
	袋詰機
	ふるい機
	積付け機
	3) 車輛等
	ホイールローダー 4 台
	トラック（4t 車）
	アームロール車（コンテナ含む）
	堆肥散布車
	自走式混合堆積機
	自走式破碎機

フォークリフト
小型バックホー
トラクター

(3) 業務の概要

施設の運転管理、清掃、点検記録及び場内の環境整備を行うものとし、詳細は「久米島堆肥センター業務委託仕様書」（以下、「業務委託仕様書」という。）に定める。

(4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

5 参加資格

プロポーザルへ参加を申込み事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。尚、参加資格要件の基準日は告示日とする。

(1) 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 令和4年度において、久米島町入札参加資格を有する者、なお、令和5年度においても、久米島町入札資格を得ること。

(3) 国内の各自治体から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。

(5) 税金等の公金を滞納していないこと。

(6) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのないこと。

(7) 本業務を適正かつ円滑に運営するため、「業務委託仕様書」に記載の以下の有資格者（複合有資格者も対象とする。）を、常時配置することができる者であること。

- ① 大型自動車免許
- ② 大型特殊免許
- ③ 車両系建設機械免許

6 公募の公告

町長は、プロポーザルに参加するために必要な資格及び条件、作業内容その他必要な事項について、久米島町のホームページに掲載し公告するものとする。

7 参加申込書の提出

参加者は、申請書類の提出に先立ち参加申込書（様式 1）を提出すること。

(1) 提出期限 令和4年6月10日（金）午後5時必着とする。

(2) 提出場所 久米島町 産業振興課 担当：國吉

(3) 提出書類

① 納税証明書

ア 国税の納税証明書（様式その3の3）

イ 都道府県税の納税証明書（未納のない証明で可）

※ 取引に関する権限を支店等に委任している場合は、当該支店等の所在地の都道府県が発行

するもののみで可。

ウ 市区町村税（未納のない証明で可）

※ 取引に関する権限を支店等に委任している場合は、当該支店等の所在地の市町村が発行するもののみで可。

- ② 直近 2 箇年の財務諸表（損益計算書・貸借対照表）
- ③ 運営管理実績を証明する書類（委託契約書：写し可、履行証明書等）
- ④ 業務を適正かつ円滑に遂行するために必要な有資格者証の写し
- ⑤ 会社パンフレット

(4) 提出方法 持参又は郵送

8 参加の可否

参加申込みの書類精査を行い、参加の可否について令和 4 年 6 月 15 日(水)までに参加の可否についてメール及び郵送にて通知する。

9 現場説明会

参加申し込み可の企業に対して以下の日程で必要な場合現場説明会を実施する。

- (1) 日 時 令和 4 年 6 月 21 日（火）～22 日(水)
- (2) 場 所 久米島町 産業振興課・久米島堆肥センター
- (3) 注意事項 参加者は 4 名以内とする。写真撮影は可とするが、担当課の承諾を必要とする。申し込み期間については、6/15～6/17 日までとする。

10 仕様書及び現場に関する質疑・回答について

- (1) 受付期限 令和 4 年 7 月 1 日（金） 午後 5 時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式 2）に簡潔にまとめ、F A Xにて提出すること
- (3) 提出場所 久米島町 産業振興課
- (4) 回答期限 令和 4 年 7 月 8 日（金）まで
- (5) 回答方法 参加申込が可の事業者へ F A Xにより回答する。

11 参加申請書類等の提出手続

申請書類は次により提出すること。

- (1) 受付期間 令和 4 年 7 月 11 日（月）から 7 月 22 日（金）まで
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出場所 久米島町 産業振興課
- (4) 提出方法 持参又は郵送

12 参加申請書類

次の書類を提出すること。

- (1) 参加資格申請書（様式 3）
- (2) 業務提案書 指定様式 正本 1 部、副本 6 部

記載項目

- ①会社概要及び運転管理業務実績
- ②業務実施計画
- ③業務実施体制
- ④コンプライアンスについて
- ⑤災害等緊急時危機管理体制
- ⑥地元貢献について
- ⑦その他業務委託に係わる提案

13 審査委員会

業務提案書等の書類審査及びヒアリング審査は、業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

14 選定方法及び選定結果通知

以下の審査で受託候補者を選定する。

(1) 書類審査（第一次審査）

書類審査は、業務提案書の内容と能力を評価し、各項目の総点を平均化し、各項目の合計点により順位を決定する。

- ① 評価基準は「**10 評価基準**」による。

(2) ヒアリング審査（第二次審査）

- ① 審査委員会がヒアリング審査を必要と判断する場合に行うものとする。

- ② ヒアリング審査の内容は次のとおりとする。

ア プレゼンテーション（15 分程度）

(ア) 企業概要について

(イ) 業務提案書についての補足及び具体的な説明

イ 質疑応答（10 分程度）

- ③ プレゼンテーションの参加者は 4 名までとし、実施方法は自由形式とする。プレゼンテーションに必要な機材は応募者が準備するものとする。尚、プロジェクター等を使用する場合は、スクリーンについては、町側が準備するものとする。

(3) 受託候補者の決定

- ① ヒアリング審査を行わない場合

書類審査の得点のみで、最も高い得点の提案者をプロポーザルにおける受託候補者として選定する。

- ② ヒアリング審査を行う場合

書類審査の得点にヒアリング審査の得点を加算して、総得点を算出したうえで、最も高

い得点提案者をプロポーザルにおける受託候補者として選定する。

- (4) 書類審査及びヒアリング審査の得点は、小数点第 2 位を四捨五入する。
- (5) 審査結果、受託候補者を決定することが不適当と判断した場合には、受託候補者を選定しない場合がある。
- (6) 選定審査対象外
次の要件に該当した場合には、審査の対象から除外するものとする。
 - ① 申請書類により、事業者が備えるべき参加資格要件をすべて満たしていない場合
 - ② 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 本要項に違反し、又は著しく逸脱した場合
 - ④ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
 - ⑤ その他不正行為があった場合
- (7) 書類審査（第一次審査）結果
 - ① 通知日 令和 4 年 8 月中旬までに通知する。
 - ② 通知方法
応募者全員に書類審査結果通知書（様式 6）により通知し、ヒアリング審査を行う場合には、併せてヒアリング審査要請を通知するものとする。
ただし、ヒアリング審査を行わない場合は、プロポーザル審査結果通知書（様式 7）により通知する。
- (8) ヒアリング審査（第二審査）結果
決定後速やかに、プロポーザル審査結果通知（様式 7）により通知する。
- (9) 審査結果は久米島町ホームページへの掲載により公表する。

15 評価基準

評価基準に関しては以下の内容に基づき評価を行う。

1.書類審査（5段階評価を行い80点満点となるように換算）		配点
提案項目	評価項目	
(1) 会社概要及び運営管理業務実績	ア 会社概要及び財務状況	10
	イ 業務実績	
(2) 業務実施計画	ア 業務責任者及び業務従事者等の配置計画	20
	イ 業務従事者研修体制	
	ウ 引継ぎ研修計画	
	エ 地域貢献に係わる提案（地元雇用等）	
(3) 業務実施体制	ア 運営管理業務	20
	イ 保守点検業務	
	ウ 環境整備業務	

	エ その他付帯業務	
(4) コンプライアンスについて	ア 法令遵守について イ 個人情報保護体制	10
(5) 災害等緊急時危機管理体制	ア 災害等緊急時危機管理体制 イ 事業継続計画について	10
(6) 地元貢献について	ア 地元貢献について	5
(7) その他業務委託に係わる提案	ア その他業務委託に係わる提案	5

※指定様式A 4 サイズ

項目(1)(4)(5)(6)(7)については、2頁、(2)(3)については、4頁までとする。

16 契約保証金

免除

17 受託候補者の取消し

町長は、次に掲げる事由が契約締結前に生じた場合は、受託候補者の決定を取り消すことができる。

- (1) 応募申請書及び業務提案書の作成に関して不正行為が認められた場合
- (2) 指名停止となった場合

18 保険等について

受託業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、受託業者に対して損害賠償請求権を有することから、受託業者は本履行业務開始までに第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

19 委託契約の締結

選定された受託者候補と契約内容等を協議のうえ、契約を締結する。ただし、受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の受託候補者と契約の交渉を行い同意した場合には契約を締結する。

20 その他

- (1) 応募に関して必要となる費用は応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等の返却はしない。

21 プロポーザルのスケジュール

業務の都合によりスケジュールを変更する場合には、別途通知するものとする。

令和4年5月24日(火)	告示
令和4年5月30日(月) ～6月3日(金)	参加資料の配布
令和4年5月30日(月) ～6月3日(金)	募集要項等に対する質疑
令和4年6月7日(火)	募集要項等に対する質疑回答
令和4年6月10日(金)	参加申込書の提出期限
令和4年6月15日(水)	参加申請の可否の通知
令和4年6月21日～6月22日 (火・水)	現場説明会
令和4年6月23日(木) ～7月1日(金)	質疑受付期間
令和4年7月8日(金)	質疑に対する回答期限
令和4年7月11日(月) ～7月22日(金)	申請書類の提出
令和4年8月中旬	(ヒアリングを実施しない場合) 書類審査・優先交渉権者決定通知
令和4年8月上旬	(ヒアリングを実施した場合) ヒアリング実施
令和4年8月中旬	(ヒアリングを実施した場合) 優先交渉権者決定通知

22 担当部署

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町 産業振興課 担当者：國吉 隼人

Tel : 098-985-7134 (直通) Fax : 098-985-7120